

短期サポート資金のご案内

市内で 1 年以上事業を営んでいる中小企業者が売掛債権未収入金や 受注増による仕入資金、外注費など短期的な資金需要の際、この融資制度を利用することで資金繰りを円滑にすることができます。

1 融資申込者の資格

- (1) 前橋市内に事業所を有し、1 年以上の事業実績を有する中小企業信用保険法で規定する中小企業者（一部対象外あり）で市税に未納のないもの
- (2) 申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団及びその関係団体との関係がないもの

2 融資の条件

- (1) 融資限度額 5, 0 0 0 万円（ただし、保証協会付は残高 3, 0 0 0 万円以内）
- (2) 資金使途 短期的運転資金
- (3) 融資期間 1 年以内
- (4) 融資利率 1. 7 % 以内（信用保証協会付 1. 5 % 以内）
- (5) 担保及び保証人 金融機関所定
- (6) 償還方法 一括償還もしくは元金均等分割償還
※元金均等分割償還の場合、据え置きでのご利用はできません。

3 提出書類（金融機関へ提出してください）

- ① 金融機関所定の融資申込書
- ② 暴力団等と関わりのない旨の誓約書
- ③ 市税納税証明書
（納期到来済の市税及び延滞金について滞納がない旨記載の証明書）（原本）
- ④ 事業の許認可証の写し（該当する場合）
- ⑤ 決算書の写し（個人の場合は、確定申告書）
- ⑥ 定款又は法人登記簿謄本の写し（法人の場合のみ）
- ⑦ その他、申込先金融機関が必要とする書類

4 申し込み手順

★ 融資の流れ

事業者は、取引先金融機関へお申し込みください。
この融資は取り扱い金融機関との協議と審査が必要です。
（保証付きの場合は、保証協会の承諾も必要になります。）

担当課連絡先

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策係
〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号（前橋市役所 6 階）
電話 027-898-6983（直通） FAX 027-224-1188（専用）